

提 案 理 由

(令和 6 年度関係議案)

議案第 15 号から議案第 23 号まで

議案第 15 号から議案第 23 号までの予算議案についてご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の 5 類移行に伴い、市民生活においても徐々に日常を取り戻しつつある一方、人口減少問題をはじめ、加速度的に変化する社会状況への対応が喫緊の課題となっており、令和 6 年度予算では、持続可能なまちづくりを念頭に、未来の担い手となる子どもたちを、まち全体で育んでいくために策定した「人づくり石垣プロジェクト」を推進するなど、「輝く未来を築き上げる」予算編成に努めました。

この説明では、予算の概要にとどめさせていただき、詳細につきましては、予算特別委員会での予算審査においてご審議をお願いしたいと存じます。

令和 6 年度予算のうち、一般会計予算の総額は 691 億円となり、前年度と比べ 107 億円、率にして 18.3% の増となっております。

歳入につきましては、定額減税の影響により市税が減収見込みとなる一方、地方交付税や地方特例交付金の増額を見込んでおります。また、前年度に引き続き、モーターボート競走事業会計から 30 億円を一般会計に繰り入れ、教育文化体育基金や次世代育成基金等に積み立てることで、学校の整備や給食費無償化の財源として活用するとともに、新たに取組を開始する「人づくり石垣プロジェクト」にも活用してまいります。

歳出につきましては、義務的経費である人件費や扶助費、公債費の合計が約 276 億円となり、歳出全体の 40.0% を占めております。人件費は、退職手当や会計年度任用職員勤勉手当の計上などにより、前年度と比べ約 8 億 1,000 万円、率にして 9.1% の増、扶助費は、児童手当の拡充などが影響し、約 5 億 4,000 万円、率にして 4.8% の増、公債費は、約 1 億 3,000 万円、率にして 2.1% の増となっております。

また、物件費は、城泊事業の実施に伴う指定管理料の増加や公共施設の包括管理業務委託の開始などに伴い、約 2 億円、率にして 3.1% の増、投資的経費では、新市民会館や学校施設の整備などにより、約 80 億円、率にして 61.9% の大幅な増となっております。

なお、当初予算段階での財政の弾力性を示す経常収支比率は、歳出において、物件費や補助費等の増加に加え、退職手当の影響により人件費が増加するため、経常的一般財源所要額が増加する一方、歳入では、地方交付税の増加を見込むものの、地方消費税交付金や臨時財政対策債の減少により、経常的一般財源が微減となることから 95.3% となり、前年度の当初予算段

階の 93.5% と比較すると 1.8 ポイントの増加となっております。

次に、予算第 2 条の債務負担行為は、消防指令システム及びデジタル無線更新事業や飯山総合運動公園体育館改修事業など翌年度にわたる契約が必要となる事業のほか、丸亀市土地開発公社の資金の借入れに係る債務保証や市が先行取得を依頼する用地取得費について、後年度にわたる負担の限度額を定めるものであります。

予算第 3 条の地方債は、その目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

予算第 4 条の一時借入金は、その借入れの最高額を 50 億円と定めるものであります。

予算第 5 条の歳出予算の流用につきましては、各項の給料、職員手当等及び共済費の予算額に過不足が生じた場合に、各項の間の流用ができる旨を定めるものであります。

続きまして、特別会計の概要をご説明申し上げます。

国民健康保険特別会計予算の総額は、122 億 7,800 万円であります。引き続き、被保険者の健康保持・増進に向けた施策を推進するほか、医療給付費の適正化や安定的な運営に努めてまいります。

国民健康保険診療所特別会計予算の総額は、1 億 3,040 万円であります。診療に不可欠な機器を計画的に整備するなど、医療の充実に努め、離島住民の健康維持を図ってまいります。

駐車場特別会計予算の総額は、1 億 1,640 万円であります。市内 6 か所の市営駐車場につきまして、指定管理者に管理運営を委託するほか、施設の適切な維持・改修に取り組んでまいります。

後期高齢者医療特別会計予算の総額は、19 億 5,200 万円であります。広域連合で運営される後期高齢者医療制度の窓口事務や保険料徴収などの業務を担ってまいります。

介護保険特別会計予算の総額は、93 億 4,100 万円であります。引き続き、高齢者が在宅で安心して生活できるよう、地域包括支援センターと連携しながら、計画的に介護保険事業に取り組んでまいります。

介護保険サービス事業特別会計予算の総額は、1 億 2,520 万円であります。地域包括支援センターにおいて、介護予防サービスに係るケアマネジメントを実施してまいります。

下水道事業会計予算につきましては、下水道事業費用及び資本的支出の総額で 66 億 5,445 万 7,000 円であります。管渠やポンプ場などの改築・更新工事により公共用水域の水質保全と快適な生活環境づくりに取り組むとともに、下水道施設の再編を図るため、農業集落排水の公共下水道への接続工事を進めてまいります。

モーターボート競走事業会計予算につきましては、収益的支出及び資本的支出の総額で1,412億9,233万9,000円であります。令和6年度は、8月にSGボートレースメモリアル、11月にGⅠ京極賞、2月にGⅠ四国地区選を開催する予定であります。収益の確保を図り、市政への更なる貢献ができますよう努めてまいります。

議案第24号

丸亀市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、地方自治法の改正により、会計年度任用職員に対して勤勉手当が支給できることになったため、所要の改正を行うものであります。

議案第25号から議案第27号まで

丸亀市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正、丸亀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につきましては、令和5年度の本市特別職報酬等審議会において、市長、副市長及び教育長の給料、市議会議員の報酬について、引上げが適当である旨の答申がありましたので、同答申の内容に基づき、額の改定を行うものであります。

また、丸亀市モーターボート競走事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましても、同答申に準じた改定を行うものであります。

議案第28号

丸亀市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定につきましては、地方自治法の一部改正により令和2年4月以降において、長や職員等が職務を行うにあたり地方公共団体に損害を与えた場合に、それが善意でかつ重大な過失がないときは、当該損害賠償責任のうち条例で定める一定の額を超える部分を免責することができるものとされたため、制定するものであります。

議案第29号

丸亀市附属機関設置条例の一部改正につきましては、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関に位置付けられる会議等の一部を廃止及び見直すことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第30号

丸亀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、施設の重要事項の掲示方法の追加及び電磁的記録媒体についての文言の適正化のため、所要の改正を行うものであります。

議案第 31 号

丸亀市手数料条例の一部改正につきましては、介護保険法の改正により指定居宅介護支援事業者が指定を受けて介護予防支援を実施できるようになったことから、指定申請等に係る審査手数料を定めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第 32 号

丸亀市介護保険条例の一部改正につきましては、介護保険法施行令等の一部改正に伴い、所得等の状況により 11 段階に区分されている段階を 13 段階へ多段階化し介護保険料を見直すとともに、公費による低所得者に対する軽減措置を引き続き実施するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 33 号

丸亀市国民健康保険条例の一部改正につきましては、児童福祉施設等に入所している児童であって扶養義務者のいない者について、香川県下で統一して国民健康保険法及び国民健康保険法施行規則に基づく特別な事由がある者で条例で定めるものとして、国民健康保険の被保険者の適用除外として取り扱うこととなったことから、所要の改正を行うものであります。

議案第 34 号

丸亀市漁港管理条例の一部改正につきましては、漁港漁場整備法の一部改正に伴い、引用する法律名を改めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第 35 号

丸亀市市営住宅設置及び管理条例の一部改正につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、引用する条文の改正を行うほか、入居者の資格について見直しを行うため、所要の改正を行うものであります。

議案第 36 号

丸亀市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、地方自治法の改正に伴い、条ずれが生じることによる規定の整備のため、所要の改正を行うものであります。

議案第 37 号

丸亀市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額を見直すため、所要の改正を行うものであります。

議案第 38 号

丸亀市モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、地方自治

法の改正に伴い、条ずれが生じることによる規定の整備のため、所要の改正を行うものであります。

議案第 39 号

丸亀市モーターべト競走事業会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正につきましては、地方自治法の改正により、会計年度任用職員について、令和 6 年度から勤勉手当が支給できることとなったため、丸亀市モーターべト競走事業会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に係る規定の追加を行うため、所要の改正を行うものであります。

議案第 40 号

丸亀市モーターべト競走事業従事員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正につきましては、地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員について、令和 6 年度から勤勉手当が支給できることとなったため、丸亀市モーターべト競走事業従事員に対する勤勉手当の支給に係る規定の追加を行うため、所要の改正を行うものであります。

議案第 41 号

丸亀市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部改正につきましては、漁港漁場整備法の一部改正に伴い、引用する法律名を改めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第 42 号

丸亀市監査委員条例の一部改正につきましては、地方自治法の改正に伴い、条ずれが生じることによる規定の整備のため、所要の改正を行うものであります。

議案第 43 号

総合整備計画の変更につきましては、香川県丸亀市本島町辺地を整備するため策定した総合整備計画に、本島地区公衆トイレ整備事業、本島笠島漁港浮桟橋整備事業、消防ポンプ自動車等整備事業及び本島診療所診療機器整備事業を追加するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 44 号

総合整備計画の策定につきましては、香川県丸亀市広島町辺地を整備するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 45 号

中讃広域行政事務組合規約の一部変更につきましては、規約第 3 条第 3 号才「ごみ処理施設

集約化計画の策定及び同計画に基づく事業の実施に関すること」に係る負担割合について、事業の内容が明確になったことに伴い、細分化して定めるため、別表の改正を行うものです。規約第3条第3号才の負担割合については、これまで「計画ごみ量割」のみとしておりましたが、これを「計画の策定及び事業の実施に要する経費」、「運営管理及び地方債の元利償還に要する経費」及び「施設解体及び施設解体に係る地方債の元利償還に要する経費」に分類し、それぞれの負担割合を定めるものであり、これら組合規約の所要部分を変更することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。